

江別市青少年善行賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会貢献事業、社会福祉事業、イベント事業、非行防止運動等の推進において、模範となるボランティア活動を継続的に行う個人及び団体等を顕彰し、もって青少年の健全育成活動の活性化と促進を図ることを目的とする。

(善行賞)

第2条 会長は、市内において模範となるボランティア活動を継続的に行い、また、3年以上の活動をしている青少年（個人又は団体等）に江別市青少年善行賞（以下「善行賞」という。）を贈る。ただし、活動が顕著な場合は、3年未満であっても贈ることができる。

(善行賞特別賞)

第3条 会長は、市内において青少年健全育成活動を推進し、また、3年以上の活動をしている個人又は団体等に江別市青少年善行賞特別賞（以下「特別賞」という。）を贈る。ただし、活動が顕著な場合は、3年未満であっても贈ることができる。

(表彰の対象)

第4条 前2条の規定により表彰を受けるべき個人又は団体等が、この要綱により既に同一の善行で表彰を受けている場合は、表彰しない。ただし、前回の表彰から3年を経過した場合は、この限りでない。

(推薦)

第5条 善行賞及び特別賞は、教育機関及び団体等に所属する個人又は団体等の場合はその長の推薦とし、いずれの機関等にも属さない個人及び団体等の場合は自薦、他薦を問わない。

(受賞者の決定)

第6条 善行賞及び特別賞は、総務部会で選考し、常任理事会で決定する。

(表彰)

第7条 善行賞及び特別賞の表彰は、その年の会計年度内に行なうものとする。

ただし、事情によっては臨時にこれを行なうことができる。
2 善行賞及び特別賞は、賞状等を贈る。

附 則

この要綱は、平成2年9月5日から施行する。

附 則（平成17年6月3日）

この要綱は、平成17年6月3日から施行する。

附 則（平成26年5月29日）

この要綱は、平成26年5月29日から施行する。

附 則（平成28年5月26日）

この要綱は、平成28年5月26日から施行する。

附 則（令和2年5月29日）

この要綱は、令和2年5月29日から施行する。